

事業承継・M&Aに関する 主な支援策

事業承継・M&Aをお考えの皆様へ

- ✓ 事業を引き渡そうとする
中小企業の経営者の方
- ✓ 事業を引き継ぐ意向の
後継者候補や譲受会社・個人の方
- ✓ 事業を引き継いだ
後継者や譲受会社・個人の方
- ✓ 事業承継・M&Aの支援をお考えの
支援機関の方 等

2024年6月
中小企業庁

1. 事業承継・M&Aに関する支援策

目次

(1) 事業承継

- ・事業承継・引継ぎ支援センター
- ・事業承継・引継ぎ補助金
- ・法人版事業承継税制
- ・個人版事業承継税制
- ・事業承継ファンド
- ・日本政策金融公庫による融資
- ・経営承継円滑化法による支援
(民法特例・金融支援・所在不明株主)
- ・アトツギ甲子園

(2) M&A

- ・中小企業事業再編投資損失準備金
- ・登録免許税・不動産取得税の特例
- ・中小企業投資育成株式会社による支援
- ・後継者人材バンク

2. 事業承継・M&Aに関する環境整備

目次

(1) 事業承継をお考えの方

- ・事業承継診断
- ・事業承継ガイドライン

(2) M&Aをお考えの方

- ・中小M&Aハンドブック
- ・中小PMIガイドライン
- ・PMI実践ツール・ツール活用ガイドブック・PMI取組事例集

(3) 資金調達をお考えの方

- ・経営者保証ガイドライン

(4) M&A支援をお考えの方

- ・中小M&Aガイドライン
- ・M&A支援機関登録制度

1.事業承継・M&Aに関する支援策

(1) 事業承継

1. 事業承継・引継ぎ支援センター

- 全国47都道府県に設置する公的相談窓口として、後継者不在の中小企業や事業承継に向けた取組について悩みを抱える中小企業者等に対して、事業承継計画の策定支援、専門家派遣、マッチング支援等をワンストップで対応します。

(1) 親族内承継支援

親族や従業員に円滑に承継できるよう、事業承継計画策定等を支援

(2) M&A（第三者承継）支援

後継者が不在の場合など、相談から、譲受企業の紹介、成約に至るまで、第三者への事業引継ぎを支援

よくあるご相談

- ✓そもそも何から始めたらいいのかわからない
- ✓会社の株式をどう後継者へ渡せばいいのか？
- ✓後継者がいないがどうしたらいいのか？
- ✓M&Aの相手を探してほしい

【お問い合わせ先】

最寄りの事業承継・引継ぎ支援センターへお問い合わせ下さい

<https://shoukei.smrj.go.jp/index.html#top>



活用事例

事例① X旅館（静岡県）

【事例概要】

- ✓ 旅館業
- ✓ X旅館⇒Y写真館

【引継ぎの経緯】

- ✓ 家族経営の宿のため、息子を後継者候補と想定していたが、現状の勤務生活を続けたいという息子の意思を尊重し、M&Aによる承継を検討。

【事業承継・引継ぎ支援センターの支援】

- ✓ 後継者不在経営者向けのセミナーを開催、M&Aと賃貸の比較や、M&Aのメリット・デメリットの紹介、弁護士との紹介などを支援。



事例② A建具店（福島県）

【事例概要】

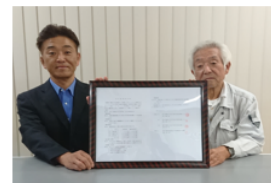
- ✓ 建具製造販売業
- ✓ A建具店⇒B家具店

【引継ぎの経緯】

- ✓ 東日本大震災により避難したC氏をA建具店が招聘。C氏は平成23年～平成28年まで同社で働き、その後家業を再開して現在に至る。
- ✓ 同社は社長が高齢であることを理由に廃業を検討しており、同社の従業員がC氏に承継を打診。
- ✓ 同氏は「自分が引き継ぐことができれば、兄弟子たちの雇用を守れる」と、M&Aによる承継を真剣に検討。

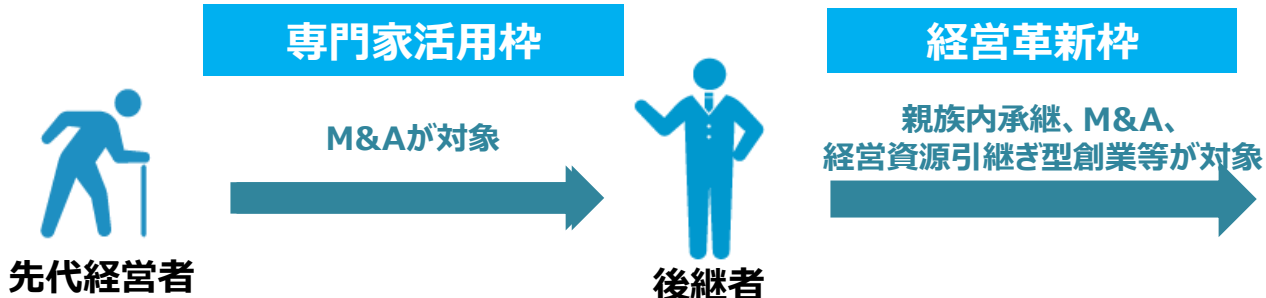
【事業承継・引継ぎ支援センターによる支援】

- ✓ 売り手・買い手ともに相談を受け、信組と公庫からの融資を活用しながら、M&Aの成約を支援。



2. 事業承継・引継ぎ補助金

- 事業承継・M&A後の経営革新に係る費用（設備投資・販路開拓等）や、M&A時の専門家活用に係る費用（「M&A支援機関登録制度」に登録されたフィナンシャル・アドバイザー（FA）や仲介に係る費用、セカンド・オピニオン、表明保証保険料等）、事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用（原状回復費・在庫処分費等）を補助します。



「事業引継ぎ（M&A）等に係る費用を補助

<対象経費の例>

- M&A仲介業者やFAへの手数料※
- ※M&A支援機関登録制度に登録されたFA・M&A仲介業者が提供するものが補助対象
- 価値算定費用

「承継後の取組」に係る費用を補助

<対象経費の例>

- 新築・改築工事費用
- 機械装置の調達費用

廃業・再チャレンジ枠

「承継時に伴う廃業」にかかる費用を補助

<対象経費の例>

- 廃業支援費、在庫処分費、解体費、原状回復費

✓令和5年度補正予算

支援の枠組み	補助率	補助額
①事業承継・引継ぎを契機とする新たな取組に係る費用の補助		
経営革新枠※1	1/2・2/3	～600万円
	1/2	600万円～800万円※2
②経営資源引継ぎ時の士業専門家等の活用に係る費用の補助		
専門家活用枠	1/2・2/3	～600万円
③事業引継ぎ時や事業承継・引継ぎ後の新たな取組に伴う廃業費用等の補助		
廃業・再チャレンジ枠※3	1/2・2/3	～150万円

※1 「創業支援類型」・「経営者交代類型」・「M&A類型」が存在

※3 経営革新枠または専門家活用枠と併用可

※2 一定の賃上げを実施する場合に補助上限額が上乘せ

【お問い合わせ先】

事業承継・引継ぎ補助金事務局

<https://jsh.go.jp/>

経営革新枠：050-3000-3550

専門家活用枠/廃業・再チャレンジ枠：050-3000-3551



3. 法人版事業承継税制（一般措置・特例措置）

- 後継者が、経営承継円滑化法の認定を受けて、非上場会社の株式等を贈与又は相続等により取得した場合において、その非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税を猶予等します。
- 平成30年度税制改正において、この事業承継税制について、これまでの措置に加え、10年間の特例措置として、贈与税・相続税の全額を猶予等しています。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定	特例承継計画の提出 2018年4月1日から 2026年3月31日まで	不要
適用期限	10年以内の贈与・相続等 2018年1月1日から 2027年12月31日まで	なし
対象株数 <small>※議決権株式に限る</small>	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予割合	100%	贈与：100% 相続：80%
承継パターン	複数の株主から 最大3人の後継者	複数の株主から 1人の後継者
雇用確保要件	弾力化	承継後5年間 平均8割の雇用維持が必要
経営環境変化 に対応した免除	あり	なし

【お問い合わせ先】

主たる事務所が所在している都道府県庁へお問い合わせ下さい
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu_zouyo_souzoku/shoukei_zeisei_madoguchi.pdf



4. 個人版事業承継税制

- 後継者が、経営承継円滑化法の認定を受け、特定事業用資産※を贈与又は相続等により取得した場合において、平成31年度税制改正において、10年間の特例措置として、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額を猶予等しています。

※ 事業用の土地、建物、乳牛、果樹、機械・器具備品等

【お問い合わせ先】

主たる事務所が所在している都道府県庁へお問い合わせ下さい
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_kojin_ninntei/kojin_zeisei_madoguchi.pdf



5. 事業承継ファンド (中小機構成長支援ファンド)

- 新事業展開、事業承継、グループ化等により新たな成長・発展、経営基盤の強化を目指す中小企業等は、ファンドによる資金提供や踏み込んだ経営支援を受けることができます。
 - 中小機構が投資するファンドの他、最近では、地域金融機関が事業承継ファンドを設立する例も増えてきています。
- ファンドからの投資を希望される方は、以下ホームページの「ファンド検索」からご希望の投資会社へ直接ご相談いただくか、下記までお問合せください。

【お問い合わせ先】

独立行政法人中小企業基盤整備機構
ファンド事業部 (03-5470-1672)
https://www.smrj.go.jp/fund_search/cgi-bin/search.cgi



6. 日本政策金融公庫による融資

- 地域経済の産業活動の維持・発展のために、事業の譲渡、株式の譲渡、合併などにより経済的または社会的に有用な事業や企業を承継・集約化する中小企業者及び事業を承継・集約される中小企業者の資金調達の円滑化を支援します。

対象となる方 (共通項目・変更不可)

1. 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者 (候補者を含む。) と共に事業承継計画を策定している方
2. 安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方及び当該事業者から事業を承継・集約される方
3. 事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業 (経営多角化、事業転換) または新たな取組みを図る方 (第二創業または新たな取組み後、概ね5年以内の方を含む。)
4. 中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人
5. 事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、公庫が貸付けに際して経営者個人保証を免除する方

● 融資支援

■ 融資限度額

株式会社日本政策金融公庫 (中小企業事業)
14億4,000万円

株式会社日本政策金融公庫 (国民生活事業)
7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)

■ 融資期間

・ 設備資金 20年以内 (うち据置期間 5年以内)

・ 長期運転資金 10年以内 (うち据置期間 5年以内)

【お問い合わせ先】

- 株式会社日本政策金融公庫 (日本公庫)
 - ・ 国民生活事業 (個人企業・小規模企業向け事業資金)
 - ・ 中小企業事業 (中小企業向け長期事業資金)
- 事業資金相談ダイヤル 電話：0120-154-505
- 沖縄振興開発金融公庫 電話：098-941-1795

7. 遺留分に関する民法の特例

- 先代経営者が自社株式・事業用資産を後継者に集中的に贈与等した場合、その他の推定相続人の「遺留分」が侵害されるおそれがあります。
- 経営承継円滑化法の定める本特例を活用すると、それらの価額について、
 - ① 遺留分を算定するための財産の価額から除外(除外合意)
又は
 - ② 遺留分を算定するための財産の価額に算入する価額を合意時の時価に固定(固定合意)
をすることができます。
- ただし、経済産業大臣の確認と家庭裁判所の許可が必要です。

【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課 (03-3501-5803)
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.html



8. 公庫融資・信用保証の特例（金融支援）

- 経営承継円滑化法の認定を受けた場合には、株式の買取りや相続税の支払など承継時に必要となる各種の資金に対して融資や信用保証といった金融支援を受けることができます。

【お問い合わせ先】

主たる事務所の所在地の都道府県
(事業を営んでいない個人の場合は、住所地の都道府県)
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu/kinyushien_madoguchi.pdf



9. 所在不明株主に関する会社法の特例

- 一般的に、株主名簿に記載はあるものの会社が連絡が取れなくなり、所在が不明になってしまっている株主を「所在不明株主」といいます。
- 会社法上、所在不明株主からの株式買取り等には通知等が「5年」以上継続して到達しないこと等が必要ですが、経営承継円滑化法は、都道府県知事の認定を受けることを前提に、「5年」を「1年」に短縮します。

【お問い合わせ先】

主たる事務所の所在地の都道府県
https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu/kaisha-hou_madoguchi.pdf



10. アトツギ甲子園

- 後継者が既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを発表するピッチイベントです。早期の事業承継の促進と地域経済の担い手育成の観点で後継者によるイノベーションを後押しします。

対象となる方（共通項目・変更不可）

中小企業後継者

※対象者要件の詳細は今後 アトツギ甲子園 HP 等で公表予定

支援内容（共通項目・変更不可）

後継者が既存の経営資源を活かした新規事業アイデアを競い合う中小企業庁が開催するピッチイベントで、決勝大会で、経済産業大臣賞、中小企業庁長官賞・優秀賞を授与。準ファイナリスト（※）以上は小規模事業者持続化補助金の後継者支援枠（特別枠）に申請が可能。地方予選大会出場以上で、事業再構築補助金、ものづくり補助金、事業承継・引継ぎ補助金、成長型中小企業等研究開発支援事業（Go-Tech 事業）における優遇措置ほか地方予選大会までの事業ブラッシュアップや事業のPR、審査員からのアドバイス等

※地方予選大会に出場した人で決勝大会に進出できなかったものの、特に評価された人を、準ファイナリストとして選出



【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課（03-3501-5803）

アトツギ甲子園の詳細はこちら

<https://atotsugi-koshien.go.jp/>



1.事業承継・M&Aに関する支援策

(2) M&A

1.1. 中小企業事業再編投資損失準備金

- 経営力向上計画、特別事業再編計画に基づいてM&Aを実施した場合に、準備金の積立（中小企業事業再編投資損失準備金）が活用できます。

対象となる方

1. 青色申告書を提出する、資本金または出資金の額が1億円以下の法人または資本または出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人（※1）であって、中小企業等経営強化法の経営力向上計画（事業承継等事前調査の記載があるものに限る）の認定を受けた者。

※1ただし、次の法人は本税制の措置を受けることができません。

①大規模法人（資本金または出資金の額が1億円超の法人、大法人（※2）の100%子法人（※3）等）から2分の1以上の出資を受ける法人

②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

③適用を受けようとする事業年度における平均所得金額（前3事業年度の所得金額の平均）が年15億円を超える法人

※2資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社（常時使用する従業員が1,000人超のもの）または受託法人。

※3令和6年度税制改正により、一定の表明保証保険契約を締結した場合は本措置の適用対象外。

2. 青色申告書を提出する法人で、産業競争力強化法の特別事業再編計画の認定を受けた事業者。

※詳細については同法成立後、HPに掲載。

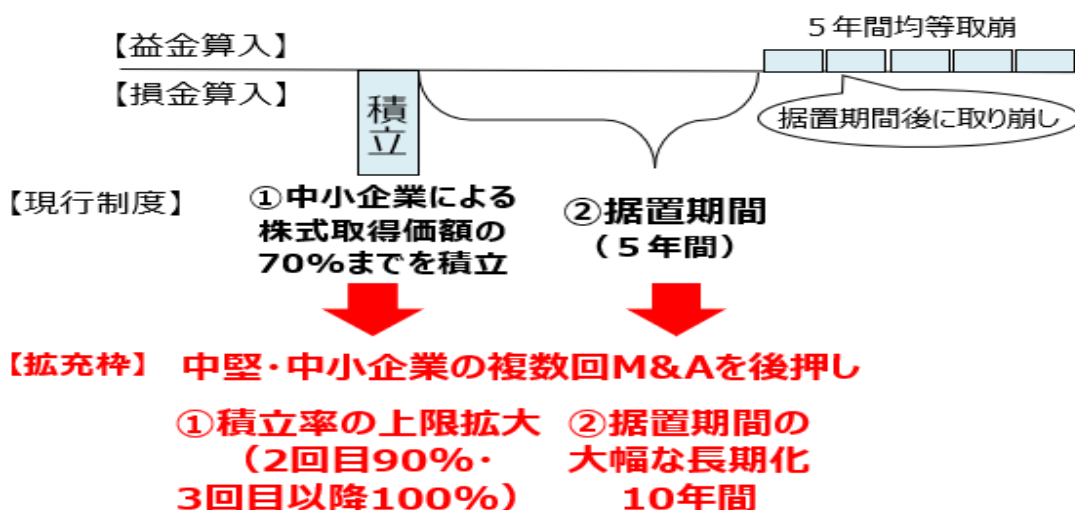
支援内容

<準備金の積立>

1. 事業承継等事前調査を記載した経営力向上計画に沿ってM&Aを実施した際に、投資額の70%以下の金額を準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）。益金算入開始までの据置期間は5年。

2. 産業競争力強化法で新設する認定に係る計画に従ってM&Aを実施した際に、投資額の最大100%の金額を準備金として積み立て可能（積み立てた金額は損金算入）。益金算入開始までの据置期間は10年。

※詳細については同法成立後、HPに掲載。



【お問い合わせ先】

中小企業税制サポートセンター（03-6281-9821）
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/s_higenshuyaku_zeisei.html



1 2. 登録免許税・不動産取得税の特例

- 他者から事業承継を行うために、合併、分割、事業譲渡等を実施する場合に、不動産の権利移転等に際して生じる不動産取得税、登録免許税を軽減するものです。

対象となる方

1. 【不動産取得税の特例】特定事業者等※1であって、他の特定事業者等から事業譲渡により事業を承継することを内容を含む経営力向上計画を策定した上、当該計画につき認定を受けた者。

※1. 特定事業者等のうち、中小事業者等※2に該当する場合を指します。特定事業者等とは、

- ・常時使用する従業員数が2,000人以下の法人または個人
- ・企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会

※2. 中小事業者等とは、

- ・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人
- ・資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ・常時使用する従業員数が1,000人以下の個人事業主
- ・協同組合等（中小企業等協同組合、出資組合である商工組合等）

また、次の法人は本税制の措置を受けることができません。

①同一の大規模法人（資本金または出資金の額が1億円超の法人、大法人（資本金5億円以上の法人、相互法人・外国相互会社（常時使用する従業員が1,000人超のもの）または受託法人）の100%子法人等）から2分の1以上の出資を受ける法人

②2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

2. 【登録免許税の特例】産業競争力強化法に基づく事業再編計画または特別事業再編計画の認定を受けた者。

※特別事業再編計画の詳細については同法成立後、HPに掲載。

支援内容

1. 経営力向上計画の認定に従って、他の特定事業者等から事業譲渡により土地・建物を取得した場合、以下の税率が適用されます。

	通常税率	計画認定時の税率
土地、住宅	3.0%	2.5% (1/6減額相当)
住宅以外の家屋	4.0%	3.3% (1/6減額相当)

2. 認定事業再編計画または特別事業再編計画に従って合併、会社の分割等に伴う登記をする場合、以下の税率が適用されます。

措置の適用対象行為	通常の税率	事業再編税率	特別事業再編税率
会社の設立、資本金増加時の登記	0.7%	0.35%	—
合併時の増資の登記 (純増部分)	0.15%	0.1%	0.1%
分割時の増資の登記	0.7%	0.35%	0.15%
譲受時の登記	不動産	2.0%	1.6%
	船舶	2.8%	2.3%
合併時の登記	不動産	0.4%	0.2%
	船舶	0.4%	0.3%
分割時の登記	不動産	2.0%	0.4%
	船舶	2.8%	2.3%

【お問い合わせ先】

中小企業税制サポートセンター（03-6281-9821）

【不動産取得税の特例】

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf#page=14

【登録免許税の特例】

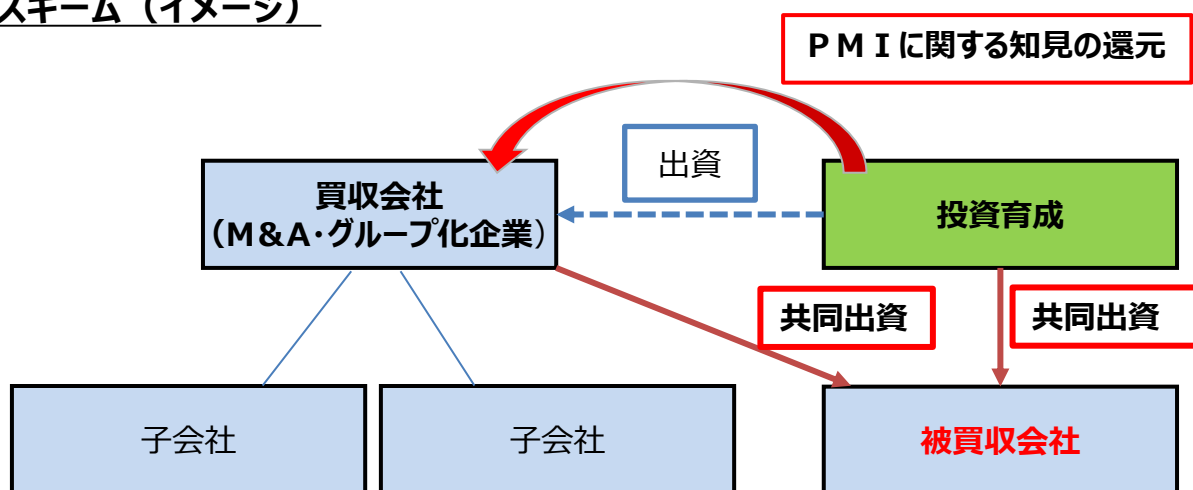
https://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyoka/saihen2.html



13. 中小企業投資育成株式会社による支援

- M & A・グループ化を更に促進する観点から、中小企業のM & A・グループ化の促進に向け、投資育成の高い企業評価・育成能力の活用をした、被買収会社の既発行株式を買収会社（M & A・グループ化企業）と投資育成による共同出資スキームを行います。

○支援スキーム（イメージ）



- 中小企業投資育成株式会社（以下、投資育成）は既にM & A・グループ化企業への出資実績を有するが、M & A・グループ化を更に促進する観点から、中小企業のM & A・グループ化の促進に向け、投資育成の高い企業評価・育成能力の活用
- 投資育成の共同出資支援により、買収会社（M & A・グループ化企業）の①買収資金の負担軽減、②買収時等のリスクの低減、③M & Aによる成長促進の効果が期待

【お問い合わせ先】

中小企業投資育成株式会社

東京 03-5469-1811

大阪 06-6459-1700

名古屋 052-581-9541

<https://www.sbic.co.jp/>

<https://www.sbic-wj.co.jp/>

<https://www.sbic-cj.co.jp/>

14. 後継者人材バンク

- 創業を目指す起業家と、後継者不在の会社や個人事業主を引き合わせ、創業と事業引継ぎを支援する事業です。

マッチングの仕組み



活用事例

引継ぎ対象：(有)ムクゲ（三島市）
譲渡者：平田仙鏡氏
譲渡方法：株式譲渡
支援方法：静岡県引継ぎセンターと三島商工会議所の連携によりマッチング支援

譲受者：渡辺大介氏（22歳）

- (有)ムクゲは、静岡県三島市内で平成16年から焼き肉店「ムクゲ」を営む企業。固定客のついた繁盛店として営業してきたが、後継者不在であり、経営者に体調面で不安が出てきたため、三島商工会議所に相談。
- 渡辺氏（22歳）は三島商工会議所が主催する創業セミナーの受講を通じ、中華料理店の開業に向けた準備を進めていたが、市内の焼き肉店が後継者を探しているとの情報を得たため、静岡県引継ぎセンターに相談。
- 若い店主が経営することで店の雰囲気にも変化があり、従来からの常連客に加えて若年層の顧客も増えている。現在渡辺氏は、中華料理の経験を活かした新メニューの投入を準備している。



【お問い合わせ先】

最寄りの事業承継・引継ぎ支援センターへお問い合わせ下さい

<https://shoukei.smri.go.jp/index.html#top>



2.事業承継・M&Aに関する環境整備

15. 事業承継診断

- 中小企業経営者が事業承継に向けて実施すべき取組を簡単にチェックできます。

診断本体はこちらからご覧頂けます。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/shoukei_shindan.pdf

【お問い合わせ先】

最寄りの事業承継・引継ぎ支援センターへお問い合わせ下さい

<https://shoukei.smrj.go.jp/index.html#top>



16. 事業承継ガイドライン

- 中小企業経営者や支援機関に対して、早期・計画的な取組を促すため事業承継診断や、円滑な事業承継の実現のため必要な5つのステップ等を示しています。

ガイドライン本体はこちらからご覧頂けます。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/shoukei_guideline.pdf

【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課（03-3501-5803）



17. 中小M&Aハンドブック

- 中小企業経営者に対して、中小企業を対象とするM&Aについてイラストを用いてポイントを解説しています。

ハンドブック本体はこちらからご覧頂けます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/pamphlet/ma-handbook.pdf>

【お問い合わせ先】

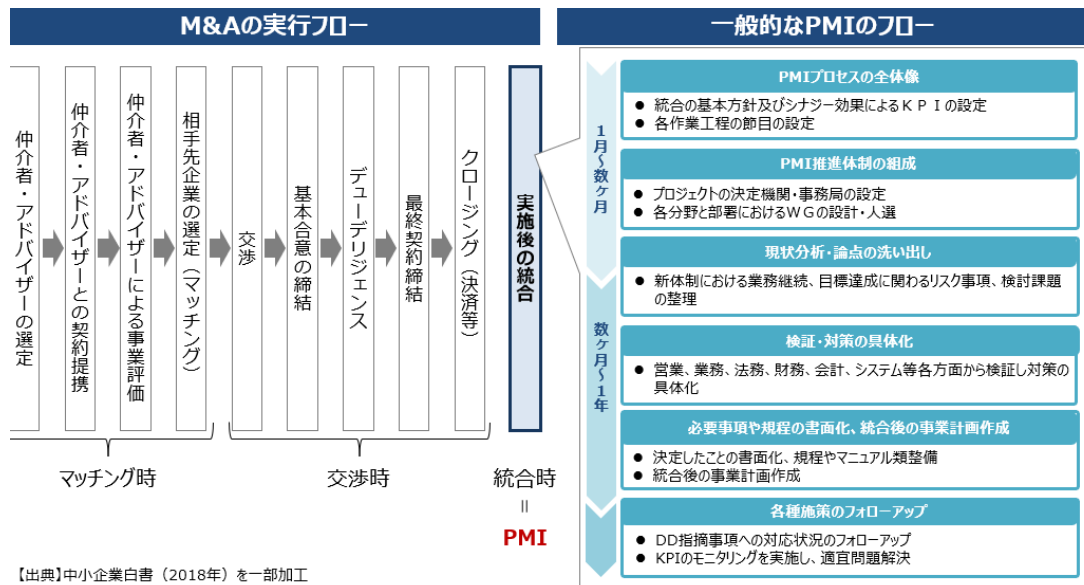
中小企業庁事業環境部財務課（03-3501-5803）



18. 中小PMIガイドライン

- M&A実施後の経営統合（PMI：Post Merger Integration）について、譲受側が取り組むべきと考えられる取組等を示しています。

M&Aの目的を実現させ、統合の効果を最大化するために必要なプロセスです。M&Aを実施された方は、こちらをご確認ください。



中小PMIガイドラインはこちらからご覧頂けます。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/download/pmi_guideline.pdf

【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課（03-3501-5803）



19. PMI実践ツール・ツール活用ガイドブック・PMI取組事例集

- 中小PMIガイドラインの標準的なステップ・取組等を踏まえてPMIに取り組むために、①PMI分析ワークシート、②PMIアクションプラン、③統合方針書の3つのツールとともに、これらのガイドブック及びPMI取組事例集を策定・公表しました。

PMI実践ツール等関連資料はこちらからご覧頂けます。

https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/sme_pmi_guideline_course.html

【お問い合わせ先】

中小企業庁事業環境部財務課（03-3501-5803）



20. 経営者保証ガイドライン

- 経営者保証ガイドラインの3要件の全てまたは一部を満たせば、経営者保証なしで融資を受けられる可能性や、すでに提供している経営者保証を見直すことができる可能性があります。

3要件

法人・個人の 一体性の解消	資産の所有やお金のやりとりに関して、法人と経営者が明確に区分・分離されている。
財務基盤の 強化	財務基盤が強化されており、法人のみの資産や収益力で返済が可能である。
適時適切な 情報開示等	金融機関に対し、適時適切に財務情報等が開示されている。

<https://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/keieihosyou/>

【お問い合わせ先】

取引金融機関
商工会議所
商工会

<https://www5.cin.or.jp/ccilist>

https://www.shokokai.or.jp/?page_id=1754



2 1 . 中小M&Aガイドライン

- M&Aの基本的な事項や手数料の目安を示すとともに、支援機関に対して適切なM&Aのための行動指針を示しています。

ガイドライン本体はこちらからご覧頂けます。

<https://www.meti.go.jp/press/2023/09/20230922004/20230922004-b.pdf>

【お問い合わせ先】
中小企業庁事業環境部財務課（03-3501-5803）



2 2 . M&A支援機関登録制度

- 中小M&Aにおける支援機関の行動指針である「中小M&Aガイドライン」の遵守等を宣言した支援機関を登録する制度です。

- ・ 事業承継・引継ぎ補助金（専門家活用型）において、M&A支援機関の活用に係る費用（仲介手数料やフィナンシャルアドバイザー費用等に限る。）については、登録M&A支援機関の提供する支援に係るもののみを補助対象とします。
- ・ 登録M&A支援機関からの支援を希望される方は、以下ホームページの「登録機関データベース」からご希望のM&A支援機関へ直接ご相談ください。

<https://ma-shienkikan.go.jp/search>

- ・ また、情報提供受付窓口では、登録M&A支援機関の支援を巡る問題等を抱える中小企業等からの情報提供を受け付けます。

【お問い合わせ先】
M&A支援機関登録事務局（03-4570-8692）
<https://ma-shienkikan.go.jp/>

M&A支援機関登録事務局内
情報提供受付窓口（03-6867-1478）
<https://ma-shienkikan.go.jp/inappropriate-cases>

